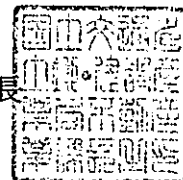




国土動指第30号
平成28年8月12日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の
解釈・運用の考え方」の一部改正について

「賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示第927号)及び「賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示928号)を平成28年8月12日に公布し、平成28年9月1日より施行する。

については、「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の解釈・運用の考え方」(平成23年10月25日国土動指第46号)を改正し、別添のとおり各地方支分部局主管部長あてに通知したところである。

貴団体におかれては、通知の趣旨を御理解の上、貴団体の会員に対し、周知されたい。

国土動指第29号
平成28年8月12日

各地方支分部局主管部長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の
解釈・運用の考え方」の一部改正について

「賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示第号)及び「賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示号)を平成28年8月12日に公布し、平成28年9月1日より施行する。

これに伴い、「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の解釈・運用の考え方」(平成23年10月25日国土動指第46号)を別添のように改正し、平成28年9月1日から施行する。

運用にあたって、遺漏のないよう取り計らわれたい。